

鳥取県人権文化センター新ホームページ制作業務委託 プロポーザル実施要領

この実施要領は、鳥取県人権文化センター新ホームページ制作業務委託の公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加しようとする者が提出する企画提案書等を審査し、受託業者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

1 業務の概要

- (1) 業務の名称
鳥取県人権文化センター新ホームページ制作業務
- (2) 業務の内容
別紙1「鳥取県人権文化センター新ホームページ制作業務委託仕様書」のとおりとする。
- (3) 委託期間
契約締結日から令和6年3月29日（金）まで
- (4) 予算額
2,051,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、単独企業とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザルの公募開始日から本件業務の企画提案書等の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付令第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 本プロポーザルの公募開始日から本件業務の企画提案書等の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 本プロポーザルの公募開始日から本件業務の企画提案書等の提出期限までの間のいずれの日においても、「鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱」（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。
- (5) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。
 - ア 情報処理サービスのコンテンツ作成
 - イ 情報処理サービスのシステム等管理運営
 - ウ イベント・広告・企画のデザイン企画
- (6) 法人格を有していること。
- (7) 鳥取県人権文化センター（以下「センター」という。）との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (8) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 応募手続

(1) 本プロポーザルに関する書類の提出及び問合せ先

公益社団法人鳥取県人権文化センター（担当：岡、石谷）

所在地 〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町21番地 鳥取県立生涯学習センター 2階

電話番号 0857-21-1712 ファクシミリ 0857-21-1714

電子メール t-jinken@tottori-jinken.org

(2) 参加の表明

本プロポーザルに参加を表明する者は、企画提案書等の提出に先立ち、次に定めるところにより参加表明をするものとする。

ア 提出書類

(ア) 参加申込書（様式第1号）

(イ) 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）

イ 提出期限 令和5年10月6日（金）午後5時まで

ウ 提出場所 3（1）の場所

エ 提出部数 1部

オ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

持参、ファクシミリ又は電子メールによる提出の場合は、提出期限までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までに限り受け付ける。郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によりイの提出期限までに必着のこととする。持参による場合を除き、3（1）の場所に事前に電話連絡すること。

(3) 企画提案書等の作成

ア 企画提案書等は、別紙2「企画提案書等作成要領」（以下「作成要領」という。）に基づき作成するものとする。

イ 提案者は、業務を一括して第三者に委託（請負を含む。以下「再委託」という。）することはできないが、企画提案書等の作成に当たり、業務の一部を再委託する予定の者の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領の様式1の3に記載すること。

ウ 提出期限

令和5年10月26日（木）午後5時まで

エ 提出部数 作成要領の2（1）のとおり。

オ 提出場所

3（1）の場所

カ 提出方法 持参、郵送

持参の場合は、提出期限までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までに限り受け付ける。郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によりウの提出期限までに必着のこととし、併せて3（1）の場所に事前に電話連絡すること。

(4) 企画提案書等の無効

2の参加資格要件を満たさない者が提出したもの又は虚偽の記載がなされたものは無効とする。

- (5) 提案者の失格
5の(2)の審査委員又はその予定者に対し、本プロポーザルに関し働きかけを行った者は失格とする。
- (6) 著作権の取扱い
ア 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては、提案者に帰属するものとする。
イ 選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属する。
ウ センターは提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (7) 企画提案書等の取扱い
ア 提出された書類はいかなる場合でも返却しない。
イ センターに提出された書類は「鳥取県情報公開条例」(平成12年鳥取県条例第2号)及び「公益社団法人鳥取県人権文化センター情報公開規程」(別添1)に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例及び同規程の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上提出すること。また、提案者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。
ウ 企画提案書等の作成、応募等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (8) 企画提案書等の作成に関する質疑応答
ア 企画提案書等の作成に当たり質問がある場合は、令和5年9月22日(金)午後5時までに(1)の場所へ電子メールにより提出すること(任意様式)。
イ 電子メール以外での質問は受け付けない。
ウ 質問及び質問に対する回答については、令和5年10月3日(火)までにセンターホームページ(<https://tottori-jinken.org>)で公開する。

4 プレゼンテーションの実施

- (1) 日時及び場所
ア 日時 令和5年11月上旬(予定)実施
イ 場所 鳥取県立生涯学習センター会議室を予定
ウ その他
(ア) プレゼンテーションは1社につき30分程度とし、企画提案書の説明を20分以内(厳守)、質疑応答を10分程度とする予定
(イ) 開催日時・集合時間・場所等については、別途提案者に通知する。
- (2) 参加資格
次に掲げる要件を全て満たす者とする。
ア 3の(2)により本プロポーザルへの参加を表明した者
イ 2の参加資格要件を満たす者であって、3の(4)の企画提案書等の無効要件に該当しない企画提案書等を提出し、かつ3の(5)の提案者の失格要件に該当しない者
- (3) 参加経費
本プロポーザルの参加に係る経費は、提案者の負担とする。
- (4) その他
ア 企画提案書提出後の内容の差し替え、追加は認めない。
イ 説明資料は、原則、提出した企画提案書等によるものとし、プレゼンテーション動画やサンプル映像などを表示させることも可とする。なお、機器の使用に際し、プロジェクター及びスクリーンはセンターで用意するが、PC及び接続機器等は持参すること。

5 審査会の設置

(1) 審査会の名称

鳥取県人権文化センター新ホームページ制作業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）

(2) 構成人数

審査委員の数は5名程度とし、センター職員以外の外部の有識者を含むものとする。

6 選定方法

(1) 審査は、審査会を開催し、あらかじめ提出された書類、プレゼンテーション及び質疑応答を受けて、別紙3「鳥取県人権文化センター新ホームページ制作業務委託プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、得点を算出して行う。

(2) (1)により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順位付けを行う。

7 審査結果の通知

(1) 審査結果は、センターのホームページ (<https://tottori-jinken.org>) で公表するとともに、提案者全員に文書で通知する。

また、公表の内容のうち審査結果については、最優秀提案者及び全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者のみ記載するものとする。

通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

(2) 審査の経緯は公表しない。

(3) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(4) 企画提案書等の提出が期限に遅れた場合、又は審査結果に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。

8 契約に関する事項

(1) 契約の締結

6により最優秀提案者として選定された者と、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更など、契約締結について協議を行った上で、見積書を徴して契約を締結する。

なお、協議が不調のときは、6により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(2) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由にセンターが契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額をセンターに支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者を行い、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであり、知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(3) 契約保証金

受注者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

なお、公益社団法人鳥取県人権文化センター契約事務規程（別添2）第9条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9 全体スケジュール

- | | | | |
|-----|------------|-----|------------------|
| (1) | 令和5年9月12日 | (火) | プロポーザル公募開始 |
| (2) | 令和5年9月22日 | (金) | 午後5時 質問事項提出期限 |
| (3) | 令和5年10月3日 | (火) | 質問事項に対する回答期限 |
| (4) | 令和5年10月6日 | (金) | 午後5時 参加申込書等の提出期限 |
| (5) | 令和5年10月26日 | (木) | 午後5時 企画提案書等の提出期限 |
| (6) | 令和5年11月上旬 | | プレゼンテーションの実施 |
| (7) | 令和5年11月上旬 | | 審査結果の通知、契約協議開始 |